

御坊市地域経済循環創造事業令和8年度審査会選定要領

1 趣旨

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした国の地域経済循環創造事業交付金（以下「交付金」という。）の申請を行うため、御坊市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）により、市から交付金の申請を目指す事業（以下「申請事業」という。）を選定する。

本要領は、申請事業を選定するにあたり、必要な事項等を定める。

2 補助金の交付

市は、申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、御坊市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金の交付を行う。

(1) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）第10条に規定する交付金の交付決定の日から事業者が市に事業の完了を報告した日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は、除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(2) 補助金額

補助金の額は、交付要綱第5条に定めるとおりとする。

本事業は、国の制度に基づき実施するものであり、選定された場合であっても、国の審査、予算の成立等を条件として補助金交付を行うものであり、補助金の交付を確約す

るものではない。

3 選定への参加資格

申請事業の選定に参加する事業者は、交付要綱第2条第1号から第6号までの要件を全て満たす者とする。

4 補助対象期間

補助金の対象事業を実施する期間は、単年度を原則とし、令和8年8月下旬（補助金の交付決定日）以降に着手し、令和9年2月26日までに完了すること。

5 スケジュール

No	内容	日程
1	募集開始（事前相談含む。）	令和8年4月1日（水）
2	書類の提出締切り	令和8年5月29日（金）
3	提出書類の確認期間	令和8年4月1日（水）～ 令和8年5月29日（金）
4	審査会（プレゼンテーション）	令和8年6月上旬
5	審査結果通知	令和8年6月中旬
6	市から国へ交付申請	令和8年6月下旬
7	国審査期間	令和8年7月～8月
8	交付決定通知	令和8年8月下旬
9	実績報告	令和9年2月26日（金）まで
10	補助金の支払	実績報告確認以後、順次

6 選定への参加方法

選定への参加に向けて、市が提出書類を確認し、必要に応じて国へ必要な照会を行い、疑義等の確認を行う。

(1) 提出書類

ア 御坊市地域経済循環創造事業選定申請書【様式第1号】

イ 地域経済循環創造事業実施計画書（実施計画書別記様式第1号-1及び第1号-2）

ウ 交付対象経費の根拠となる見積書

エ 事業概要ポンチ絵

オ 履歴事項全部証明書

カ 会社概要が分かる資料

キ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

ク 工程表（任意様式）

(2) 書類提出期限

令和8年5月29日（金）

※提出が必要な様式は、御坊市ホームページへ掲載

(3) 市が確認を行う期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）

(4) 提出場所

御坊市菌350番地2

御坊市役所4階企画政策部企画政策課

TEL：0738-23-5518

FAX：0738-24-2121

E-mail：kikaku@city.gobo.lg.jp

(5) 提出部数

10部（原本1部、副本9部）及び提出書類の電子データを提出すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること（電子データは電子メール可）。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参すること。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(6) 提出制限

申請できる事業は、1事業者について1件を限度とする。

7 選定について

(1) 審査会の設置

市が、令和8年度に申請事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事

業を選定することを目的とした審査会を設置する。

(2) 開催

審査会は、申請事業の選定への参加があった場合に開催し、非公開とする。

開催は、御坊市役所にて、令和8年6月上旬を予定しているが、詳細については、開催日の1週間前までに、「御坊市地域経済循環創造事業選定申請書【様式第1号】」

に記載された担当連絡先宛てに電子メールで通知する。

(3) 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

(4) プレゼンテーションにおける留意事項

ア 出席者は、3名以内とすること。

イ 実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とする。

ウ プレゼンテーションは、事業実施計画書等を用いて行うこと。また、当日の追加資料の提出及び提示は、認めない。

(5) 審査基準

審査会の構成委員は、次の表に掲げる評価項目をもって、事業を公正かつ客観的に審査し、国への申請事業を選定する。

No	評価項目	配点(点)
① 地域資源の活用		
	<ul style="list-style-type: none"> ・御坊市の地域資源を活用する事業であるか。 (原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするものや単に空き家、廃校等を改修して活用するもの等ではないか。) ・地域資源の特徴を生かし、ブランド化や知名度向上等に寄与しているか。 	20
② 事業の実現性		
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、事業戦略及び収支計画は、具体的かつ確実性があるか。 	10
③ 雇用計画		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。 	10
④ 公共的な地域課題の解決		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の循環、関係人口の増加等、地域への波及効果を見込むことができる事業であるか。 	20
⑤ 事業の新規性		
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にとって新規ビジネスであるか。 (単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。) 	5
⑥ 事業のモデル性		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得るか。 	15

⑦ リスクに対する回避策		
	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	10
⑧ 事業の自立性		
	・補助対象事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10
合計		100

(6) 選定方法

ア 原則、1つの申請事業を選定する。

イ 審査表の集計による得点が6割以上かつ最高点を取得したものを申請事業として選定し、市長に報告するものとする。ただし、参加業者が1者のみであっても審査を実施し、審査表の集計による得点が6割以上であった場合は、申請事業として選定することとする。

※評価結果が同一となった場合、「①、④、⑥」の評価項目における審査員全員の合計得点が最も高いものを申請事業とする。

(7) 選定結果の通知

審査結果は、令和8年6月中旬頃に、審査会に参加した事業者に文書で通知する。

(8) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 選定の公平性を害する行為があった場合

ウ 必要書類が未提出であった場合

(9) その他

市の選定事業となった場合でも、国による審査に落選した場合は、補助金は交付しない。

8 留意事項

本要領に加えて、交付要綱及び総務省要綱の内容を必ず確認すること

(1) 提出期限以後における書類の差し替え及び再提出は、認めない。

(2) 提出書類は、返却しないとともに、申請事業の選定以外には事業者が無断で使用しない。

- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、事業者の負担とする。
- (4) 審査結果に関する問合せは、受け付けない。
- (5) 申請事業選定情報の公開については、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）の規定に基づき、公開することを原則とする。
- (6) 本事業の取組状況や成果については、本市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (7) 審査の結果については、選定された事業のみ本市のホームページ上で公表する予定とする。
- (8) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の実地検査等の対象とする場合がある。
- (9) 補助対象事業に関する関係書類及び帳簿類を整理し、事業が完了した翌年度から起算して5年間保存すること。
- (10) 交付決定の日の属する年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答すること。
- (11) 本事業の目的を円滑かつ十分に遂行できる人員体制を整えること。